



【令和2年度予算（案）（一般分）320百万円(320百万円)、(特会分)721百万円(860百万円)】環境省

地球温暖化推進法を確実に実施・運用するため、必要な調査を実施するとともに、運用・管理体制を構築します。

1. 事業目的

- ① 気候変動枠組条約及び地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス排出・吸収量の算定及び温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の提出を行うこと。
- ② 事業者が講ずべき排出抑制等対策に関して、必要な指針（排出抑制等指針）を公表すること。
- ③ 特定の排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け。（算定・報告・公表制度）

2. 事業内容

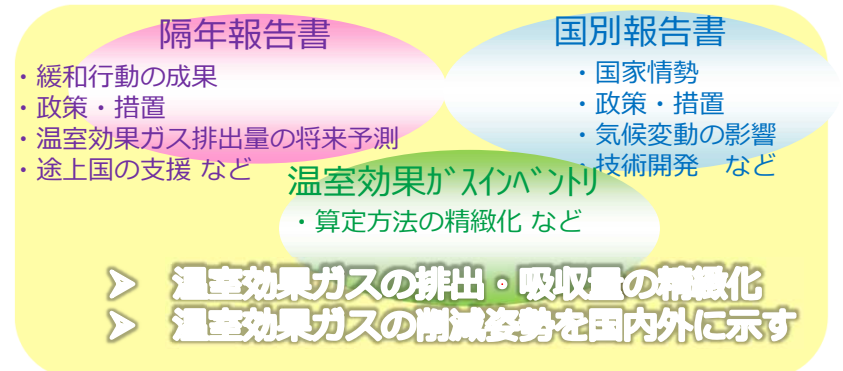
- (1) 温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業
 - ・インベントリの作成による国内対策推進の基礎情報の整備
- (2) 温室効果ガス排出抑制等指針案策定調査事業
 - ・設備の選択及び使用方法に関する排出抑制等のための対策や、日常生活用製品等の提供に関して事業者求められる取組等を示すことにより、事業者の排出抑制等の取組を促進する。
- (3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業
 - ・2018年度実績の公表・分析を行い、事業者の温室効果ガス排出量把握と自主的削減に係る取組を促進する。
- (4) バリューチェーン排出の算定基盤の整備事業
 - ・排出量原単位データベース、排出量算定のガイドライン整備などを実施し、バリューチェーン全体で川上・川下を巻き込んだ削減の取組を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託先・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

<温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業>



<温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業>

